

医療法人社団 博栄会
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

介護保険サービス契約書

当事業所は介護保険の指定を受けております
北海道指定 第 0130534688 号

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導サービス契約書

利用者（以下「甲」という。）と事業者医療法人社団 博栄会（以下「乙」という）とは、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導」という）サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

（目的）

第1条 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、甲の心身の状況、置かれている環境等を踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより甲の療養生活の質の向上を図ります。

2 乙は、居宅療養管理指導サービスの提供にあたっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

（契約期間）

第2条 この契約書の契約期間は、ご利用者及びご家族同意書の日付または初診日から、介護保険証の有効期限までとします。但し、上記の契約期間の満了日前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護（支援）認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

2 前項の契約期間の満了日の7日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとし、

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

（運営規程の概要）

第3条 乙の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、居宅療養管理指導サービスの内容等）、従業者の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

（担当の居宅療養管理指導従業者）

第4条 乙は、甲のため、担当の居宅療養管理指導従業者（以下「丙」という。）を定め、甲に対して居宅療養管理指導サービスを提供します。

2 乙は、丙を選任し、又は変更する場合には、甲の状況とその意向に配慮して行います。

3 甲は、乙に対し、いつでも丙の変更を申し出ることができます。

4 乙は、前項の申出があった場合、第1条に規定する居宅療養管理指導サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、甲の希望に添うように丙を変更します。

（主治医との関係）

第5条 乙は、甲の主治医の指示に基づき居宅療養管理指導サービスの提供を開始します。

2 丙は、居宅療養管理指導サービスの提供に関して、甲の主治医と密接な連携を取ります。

(居宅療養管理指導サービスの内容及びその提供)

第6条 乙は、丙を派遣し、契約書別紙サービス内容説明書に記載した内容の居宅療養管理指導サービスを提供します。

2 乙は、甲に対して居宅療養管理指導サービスを提供するごとに、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、甲が依頼する居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に記載し、甲の確認を受けることとします。

3 乙は、甲の居宅療養管理指導サービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければなりません。

5 甲及びその後見人（後見人がいない場合は甲の家族）は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第7条 乙は、甲に対して居宅療養管理指導サービスを提供するにあたり、甲が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(協力義務)

第8条 甲は、乙が甲のため居宅療養管理指導サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

(苦情対応)

第9条 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した居宅療養管理指導サービスについて甲、甲の後見人又は甲の家族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2 乙は、甲、甲の後見人又は甲の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として、甲に対し何ら不利益な取扱いをすることはできません。

(費用)

第10条 乙が提供する居宅療養管理指導サービスの利用単位毎の利用料その他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

2 甲は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を乙に支払います。

3 乙は、提供する居宅療養管理指導サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。

4 乙は、前二項に定める費用のほか、居宅療養管理指導サービスの提供に要した交通費の支払いを甲に請求することができます。

5 乙は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ甲に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、甲の同意を得なければなりません。

- 6 乙は、居宅療養管理指導サービスの利用単位毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1カ月前までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。
- 7 乙は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく別紙重要事項説明書及びサービス内容説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。
- 8 乙は、重要事項説明書に記載された管理者及び医師、その他の事項に変更があった場合、直ちに遅滞なく甲に対し、書面或いは各種案内等の手段を用い、通知するものとします。又、乙は、変更事項の発生に当たり、甲に対し不利益の発生がない様、特段の配慮を行うものとします。

(利用者負担額の滞納)

- 第11条 甲が正当な理由なく利用者負担額を2カ月以上滞納した場合は、乙は、30日以上の期間を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 2 前項の催告をしたときは、乙は、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と、甲の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
 - 3 乙は、前項に定める協議を行い、かつ甲が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。
 - 4 乙は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として居宅療養管理指導サービスの提供を拒むことはありません。

(秘密保持)

- 第12条 乙は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。
- 2 乙及びその従業員は、サービス担当者会議等において、甲及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、甲及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

(甲の解除権)

- 第13条 甲は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

(乙の解除権)

- 第14条 乙は、甲が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。
- 2 乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

(契約の終了)

第15条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 甲が要介護（支援）認定を受けられなかったとき。
- 二 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。
- 三 甲が第13条により契約を解除したとき。
- 四 乙が第11条又は第14条により契約を解除したとき。
- 五 甲が介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき。
- 六 甲において、居宅療養管理指導サービスの提供の必要性がなくなったとき。
- 七 甲が死亡したとき。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、居宅療養管理指導サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 前項において、事故により甲又はその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、乙は調査及び協議の上、その損害を賠償します。ただし、乙に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、甲乙協議により双方が合意した場合、甲乙協議の上損害賠償の額を減額する場合があります。

(利用者代理人)

第17条 甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

- 2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(合意管轄)

第18条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、札幌地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第19条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導重要事項説明書

＜ 令和 6 年 12 月 2 日 現在 ＞

1 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業者の概要

名称・法人種別	医療法人社団 博栄会
代表者名	理事長 今川 博之
所在地・連絡先	(住所) 〒003-0022 札幌市白石区南郷通3丁目南8番25号 N-3 壺番館 1F (電話) 011-868-4182 (FAX) 011-868-4183

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	医療法人社団 博栄会 あさひ歯科クリニック
所在地・連絡先	(住所) 〒003-0022 札幌市白石区南郷通3丁目南8番25号 N-3 壺番館 1F (電話) 011-868-4182 (FAX) 011-868-4183
事業所番号	0130534688
管理者の氏名	今川 博之

(2) 事業所の職員体制（病院又は診療所の場合）

従業者の職種	人数 (人)	区 分		常勤換算後 の人数(人)	職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)		
管理者	1	1	0	1	歯科医師
歯科医師 (管理者を含む)	4	2	2	2.5	歯科医師
歯科衛生士	9	6	3	7.5	歯科衛生士

(3) 従業者一覧

従業者氏名	職務の内容
今川博之	常勤・歯科医師
村田浩明	常勤・歯科医師
佐藤恵理子	非常勤・歯科医師
今川悦子	非常勤・歯科衛生士
坂本美由紀	常勤・歯科衛生士
鈴木玲果	常勤・歯科衛生士
工藤真理	常勤・歯科衛生士
田島英奈	常勤・歯科衛生士
大宮紋華	常勤・歯科衛生士
遠藤知恵	常勤・歯科衛生士
山岸幸	常勤・歯科衛生士
福浦由佳	非常勤・歯科衛生士
岩沢和美	非常勤・歯科衛生士

(4) 職員の勤務体制（病院又は診療所の場合）

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯（9：00～19：00） 常勤で勤務（シフト勤務）	日・祝日
歯科医師	正規の勤務時間帯（9：00～19：00） 常勤または非常勤で勤務（シフト勤務）	日・祝日
歯科衛生士	正規の勤務時間帯（9：00～19：00） 常勤または非常勤で勤務（シフト勤務）	日・祝日

(5) 営業日

営業日	営業時間
月～金	9：00～12：00 13：00～19：00
土	9：00～18：00
営業しない日	日曜日・祝日・年末年始

(1) サービスの内容

介護予防居宅療養管理指導・ 居宅療養管理指導の種類	内 容
1 歯科医師が行う居宅療養管理指導	<p>担当の歯科医師が、通院が困難な利用者に対しその居宅を訪問して行う計画的、継続的な歯科医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者及び居宅サービスを利用するその他の事業者に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。</p> <p>また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について、指導及び助言を行います。</p> <p>※事業者への情報提供については、個人情報ですので、利用者の同意を得て行います。</p>
2 歯科衛生士等が行う居宅療養管理指導	<p>担当の歯科医師の指示に基づき、歯科衛生士等が利用者の居宅を訪問し、療養上必要な指導として利用者の口腔内での清掃又は有床義歯の清掃に関する実地指導を行います。</p>

(2) 費用

3 利用料

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割が利用者の負担額となります。お客様の利用者負担額については、サービス内容説明書に記載します。

【料金表】

介護予防居宅療養管理指導・ 居宅療養管理指導の種類	利用料金
1 歯科医師が行う居宅療養管理指導	<p>1ヶ月に2回を限度として（1回あたり）</p> <p>単一建物で月1人の場合</p> <p>1割負担 517円 2割負担 1034円 3割負担 1551円</p> <p>単一建物で月2～9人の場合</p> <p>1割負担 487円 2割負担 974円 3割負担 1461円</p> <p>単一建物で月10人以上の場合</p> <p>1割負担 441円 2割負担 882円 3割負担 1323円</p>
2 歯科衛生士等が行う居宅療養管理指導	<p>1ヶ月に4回を限度として（1回あたり）</p> <p>単一建物で月1人の場合</p> <p>1割負担 362円 2割負担 724円 3割負担 1086円</p>

	単一建物で月2～9人の場合	1割負担	326円
		2割負担	652円
		3割負担	978円
	単一建物で月10人以上の場合	1割負担	295円
		2割負担	590円
		3割負担	885円

4 利用料金等のお支払方法

月初～末日のご利用分をまとめて翌月にご請求致します。お支払い方法は、銀行口座振込、ご集金、自動引き落としサービスをご利用頂けます。銀行口座への送金の場合は後日口座番号をお知らせいたします。

※銀行振込の場合、振込手数料はご利用者様の負担となります。

5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者	今川博之
	ご利用時間	平日 9:30～18:00
	ご利用方法	電話 011-868-4182

6 利用者様へのお願い

サービス利用の際は、介護保険被保険者証と負担者割合証をご提示してください。

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報について、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整などにおいて必要な場合

2 サービスの種類

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

3 使用する期間

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の契約開始日から契約期限内とする

4 条件

- ① 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないように細心の注意を払うこと。
- ② 個人情報を使用した会議、相手方、内容などの経過を記録しておくこと。

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の運営規定

第1条 医療法人社団博栄会 あさひ歯科クリニックが実施する指定介護予防居宅管理指導・指定居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 医療法人社団博栄会 あさひ歯科クリニックが実施する居宅療養管理指導の従事者は、要介護者がある有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者にたいして、その居宅を訪問して、心身の状況や環境を把握し、それらを踏まえて療養上の管理、指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする

2 居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める

（名称及び所在地）

第4条 居宅療養管理指導を実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする

- (1) 名称 医療法人社団博栄会 あさひ歯科クリニック
- (2) 所在地 札幌市白石区南郷通3丁目南8番25号 N-3 壱番館 1F

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第5条 指定居宅療養管理指導の従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

歯科医師 2名（専任常勤）

歯科医師は、居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供及び介護法についての指導、助言や、利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

（診療日及び診療時間）

第6条 居宅療養管理指導の診療日及び診療時間は次の通りとする。

歯科医師による居宅療養管理指導

月曜日から土曜日 午前9時から12時、午後1時から6時

（ただし、祝祭日、年末年始等の休診日をのぞく）

電話等による、常時連絡可能な体制をつくる。

(指定居宅療養管理指導の種類)

第7条 医療法人社団博栄会 あさひ歯科クリニックが行う居宅療養管理指導は次の通りとする。

- ・ 歯科医師による居宅療養管理指導
- ・ 歯科衛生士等による居宅療養管理指導

(利用料その他の費用)

第8条 居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする

(運営に関する留意事項)

第9条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団博栄会 あさひ歯科クリニックが定めるものとする

(苦情の処理)

第10条 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要は下記の通り定めるものとする

施設名 医療法人社団博栄会 あさひ歯科クリニック
サービス種類 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

(1) 利用者からの相談及び苦情処理の常設の窓口として院長が対応する
院長不在の場合は従業員が対応するが、早期に院長に内容を引き継ぎ相談、苦情を処理する

院長氏名 今川 博之
電話 011-868-4182
FAX 011-868-4183

(2) 外部の苦情窓口

A 国保連合会 総務部 介護保険課 苦情処理係
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内
TEL 011-231-5161 FAX 011-233-2178

B 北海道社会福祉協議会内
「北海道福祉サービス運営適正化委員会」
〒060-0002 札幌市中央区南2条西7丁目かでの2.7 3階
TEL 011-204-6310 FAX 011-204-6311

C その他、利用者の加入する市町村の介護サービス苦情窓口

(3) 苦情処理を行う処理体制、手順

苦情があった場合は、直ちに利用者と連絡をとり、事情を聞き、苦情の内容を把握し必要な対応を行う苦情の内容によっては、市区町村や他のサービスを提供している居宅介護支援事業者と連絡をとり、対応を行う

(4) その他

必要に応じ、医学的観点から他の事業者との連絡を行い苦情が発生しないように努力する

第 1 1 条

(付則) この規定は平成 2 3 年 1 月 6 日から施行する。

令和 4 年 9 月 1 日改訂

令和 6 年 4 月 1 0 日改訂

令和 6 年 1 2 月 2 日改訂